

障害者虐待防止に関する区の取組状況について

1 平成28年度における障害者虐待の通報等の状況（平成28年4月1日～29年3月31日）

通報等の件数							
26件 ※数字は相談・通報・届出の総数							
通報者内訳	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	7	1	0	4	13	1	0
虐待の種別	養護者		障害者福祉従事者等		使用者	その他	
	13		8		0	5	
虐待の種類 (重複あり)	身体的		性的	心理的	放棄・放任	経済的	
	12		2	16	5	2	
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	4	15	11	0	1	0	

2 上記通報等への対応状況

養護者による虐待 13件 対応の内訳			
○事実確認調査実施	10件	・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	2
・訪問調査実施	4件	・虐待ではないと判断した	3
・関係機関の情報収集のみ	6件	・虐待の判断に至らず	5
○養護者との分離	有 2件	・グループホーム入居	0
		・障害者支援施設入所	0
		・短期入所利用（一時的な分離）	0
		・その他（入院・一人暮らしなど）	2
○分離以外の対応内容		・養護者に対する助言、指導	0
		・サービス内容（計画）の見直し	0
		・関係機関による見守り等	8
		・その他	3
福祉施設従事者等による虐待 8件 対応の内訳			
○事実確認調査実施	8件	・虐待を認定	2
・訪問調査	4件	・虐待の判断に至らず	6
・関係機関からの情報収集	2件	・サービス内容（計画）の見直しや関係機関の見守り等を実施、経過確認中	6
使用者による虐待 0件			
その他 5件 内訳			
○被虐待者が匿名のため対応不可（聞き取り、相談のみ） 2件			
○苦情 1件 ○家族間の問題 1件 ○病状によるもの 1件			

### 3 具体例及び課題等

#### (1) 28年度の通報等の具体例と対応

- ・養護者による虐待の通報は13件あったが、本人の行動障害が激しく、居宅での養護者の対応が困難なため、やむを得ず本人の行動抑制をしてしまう事例があった。
- ・本人の年金や手当が本人のために使われておらず、経済的虐待が疑われ、本人の権利が侵害されている事例があった。
- ・虐待が疑われ、サービスの調整や関係機関での見守りをしながら、段階的に家族との分離を進める方向性が出ていても、実際にはグループホームや入所施設に空きがないことが多い。現実的な対応としては、短期入所の利用や、移動支援の活用、精神科病院への入院などで家族と離れる時間を作るようにしている事例が多かった。
- ・施設従事者等による虐待では、入所施設、通所施設、共同生活援助、居宅介護事業所等の職員による事案の通報が8件あり、入所施設の職員による虐待の認定をした事例があった。障害特性の理解や、虐待防止意識の希薄さなど、人材育成面の課題も虐待要因としてあるが、人員不足による職員の負担の増大が要因になっているケースも多く見られ、福祉人材の不足が虐待の一因になっていることは否めない。
- ・使用者による虐待の通報はなかったが、実態として虐待に近い状況があるかどうかなどについては把握できていない。

#### (2) 関係機関の見守り、支援のネットワーク構築

計画相談が進み、相談支援専門員との連携により、被虐待者や家族の状況等を把握しやすくなったこともあり、虐待の早期発見、未然防止につながっている。

また、通報に至らなくても計画相談のモニタリングやケア会議などを通して、本人や家族の状況を把握し、必要な支援を検討するなど、支援のネットワークを構築することで、虐待の未然防止を図るシステムができつつある。

#### (3) 通報義務の徹底、研修の開催

今後も早期発見、未然防止の重要性や通報義務の徹底を、障害当事者やサービス提供事業所、区民に向けても周知する必要がある。

29年3月には、障害者施設従事者を対象に「障害者の権利擁護・虐待防止について改めて考える」という研修を実施し、約40名の参加があった。支援者向けの研修については、繰り返し実施する中で、虐待防止に関する意識啓発をしていく必要がある。